



鳥取県公報

平成 18 年 10 月 17 日(火)
号外第 1 5 2 号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 規 則 鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則（85）（行政経営推進課）・・・・・・・・・・ 3

==== 公布された規則のあらまし ====

◇鳥取県行政組織規則の一部改正について

1 規則の改正理由

鳥取県地方独立行政法人法施行条例の新設、鳥取県特別職報酬等審議会条例の廃止及び鳥取県採石条例の一部改正に伴い、附属機関に関する規定について所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 地方独立行政法人鳥取県産業技術センター評価委員会について、次のとおりその担任する事務及び庶務を担当する機関を定める。

附属機関名	担任する事務	庶務担当機関
地方独立行政法人鳥取県産業技術センター評価委員会	鳥取県地方独立行政法人法施行条例の規定による地方独立行政法人の業務の実績に関する評価に関する事その他地方独立行政法人法によりその権限に属せられた事項の処理に関する事務（地方独立行政法人鳥取県産業技術センターに係るものに限る。）	産業開発課

- (2) 鳥取県特別職報酬等審議会に係る規定を削る。
(3) 鳥取県採石場安全対策審議会の担任する事務について所要の規定の整備を行う。
(4) 施行期日は、(1)及び(2)は公布の日、(3)は平成19年1月1日とする。

規 則

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年10月17日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第85号

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則

第1条 鳥取県行政組織規則（昭和39年鳥取県規則第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削り、次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後			改 正 前		
（附属機関の名称、担任する事務及び庶務担当機関） 第18条 法第138条の4第3項の規定に基づく、附属機関として置かれたものは、次の表の左欄に掲げるとおりであり、担任する事務は、それぞれ同表の中欄に掲げるとおりであり、その庶務は、それぞれ同表の右欄に掲げる機関においてつかさどる。			（附属機関の名称、担任する事務及び庶務担当機関） 第18条 法第138条の4第3項の規定に基づく、附属機関として置かれたものは、次の表の左欄に掲げるとおりであり、担任する事務は、それぞれ同表の中欄に掲げるとおりであり、その庶務は、それぞれ同表の右欄に掲げる機関においてつかさどる。		
附属機関	担任する事務	庶務担当機関	附属機関	担任する事務	庶務担当機関
略			略		
鳥取県財産評価審議会	鳥取県財産評価審議会設置条例（昭和38年鳥取県条例第6号）第2条の規定による県有財産の購入、売却、交換等についての価格の調査審議に関する事務	管財課	鳥取県財産評価審議会	鳥取県財産評価審議会設置条例（昭和38年鳥取県条例第6号）第2条の規定による県有財産の購入、売却、交換等についての価格の調査審議に関する事務	管財課
鳥取県特別職報酬等審議会	鳥取県特別職報酬等審議会条例（昭和39年鳥取県条例第53号）第2条の規定による議会の議員の報酬の額及び知事の給料の額についての諮問に対する答申に関する事務	職員課	鳥取県特別職報酬等審議会	鳥取県特別職報酬等審議会条例（昭和39年鳥取県条例第53号）第2条の規定による議会の議員の報酬の額及び知事の給料の額についての諮問に対する答申に関する事務	職員課
略			略		
略		経済政策	略		経済政策
鳥取県大規模小売店舗立地審議会	鳥取県大規模小売店舗立地審議会条例（平成12年鳥取県条例第21号）第2条の規定による大規模小売店舗を設置する者がその施設の配置及び運営	課	鳥取県大規模小売店舗立地審議会	鳥取県大規模小売店舗立地審議会条例（平成12年鳥取県条例第21号）第2条の規定による大規模小売店舗を設置する者がその施設の配置及び運営	課

	方法について配慮すべき重要事項の調査審議に関する事務			方法について配慮すべき重要事項の調査審議に関する事務	
地方独立行政法人鳥取県産業技術センター評価委員会	鳥取県地方独立行政法人法施行条例（平成18年鳥取県条例第61号）第2条の規定による地方独立行政法人の業務の実績に関する評価に関すること その他地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）によりその権限に属せられた事項の処理に関する事務（地方独立行政法人鳥取県産業技術センターに係るものに限る。）	産業開発課			
略					略

第2条 鳥取県行政組織規則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後			改正前		
（附属機関の名称、担任する事務及び庶務担当機関） 第18条 法第138条の4第3項の規定に基づく、附属機関として置かれたものは、次の表の左欄に掲げるとおりであり、担任する事務は、それぞれ同表の中欄に掲げるとおりであり、その庶務は、それぞれ同表の右欄に掲げる機関においてつかさどる。			（附属機関の名称、担任する事務及び庶務担当機関） 第18条 法第138条の4第3項の規定に基づく、附属機関として置かれたものは、次の表の左欄に掲げるとおりであり、担任する事務は、それぞれ同表の中欄に掲げるとおりであり、その庶務は、それぞれ同表の右欄に掲げる機関においてつかさどる。		
附属機関	担任する事務	庶務担当機関	附属機関	担任する事務	庶務担当機関
略			略		
鳥取県採石場安全対策審議会	鳥取県採石条例（平成15年鳥取県条例第72号） <u>第12条第1項</u> の規定による採石認可及びその変更認可並びに災害防止措置等に係る命令並びに採石に係る重要事項についての審議及び知事に対する意見の具申に関する事務	治山砂防課	鳥取県採石場安全対策審議会	鳥取県採石条例（平成15年鳥取県条例第72号） <u>第11条第1項</u> の規定による採石認可及びその変更認可並びに災害防止措置等に係る命令並びに採石に係る重要事項についての審議及び知事に対する意見の具申に関する事務	治山砂防課
略			略		

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成19年1月1日から施行する。